

所管部課	総務部 総務管財課		部長	矢吹 勇一	
件名	普通財産の売払いについて				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第238条の5			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>将来的に公用あるいは公共用として利用の見込みのない下記の普通財産（廃道敷）を売払う。</p> <p>(1) 土地の所在等</p> <p>①東大和市狭山五丁目1052番7 (旧市道第1034号線) 雑種地 38.10㎡</p> <p>②東大和市狭山五丁目1030番3 (旧市道第1034号線) 雑種地 16.63㎡</p> <p>(2) 売払予定額</p> <p>① 2,804,160円 (73,600円/㎡)</p> <p>② 1,223,968円 (73,600円/㎡)</p> <p>(3) 効果及び影響</p> <p>歳入の確保及び不要資産の圧縮をすることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>・廃道告示日</p> <p>①、② 令和4年10月3日</p> <p>・①、②ともに管理期間（告示後2ヶ月間）が経過し、その後、協議が整ったため、隣接土地所有者に売却する。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、売払い手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。